

鳥取県公報

目

平成28年8月23日(火) 第8827号

毎週火・金曜日発行

\Diamond	告	示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件) (540~541) (東部振興課)・・2
			指定自立支援医療機関の指定 (542) (障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・2
			幹線道路沿いの区域の指定(543)(住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・3

土地改良区の役員の就退任(546)(西部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・・4

大規模小売店舗の新設の届出 (544) (企業支援課)・・・・・・・・・・・・・3

次

示

鳥取県告示第540号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。 特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 及び活動予算書は、平成28年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年8月23日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 申請のあった年月日 平成28年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学生人材バンク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 中川 玄洋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町南一丁目246
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与す ることを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、 地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。

鳥取県告示第541号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。 特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 及び活動予算書は、平成28年10月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日 平成28年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥の劇場
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 中島 諒人(本名 中島 誠)
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市末広温泉町122
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、「わかりやすい」「深い」「一緒に感じ、考える」を軸に、「魅力的な演劇作品を作る」「演 劇活動を通じて社会に貢献する」「活動の公共性が広く理解され認知される」ことを目指し、すべての人々に 対して、地域と深く関わりながら、同時に地域を越えた舞台芸術活動を行い、演劇を通した文化芸術の振興、 地域の活性化に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に

基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。 平成28年8月23日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名	明乳老の仕記	指定自立支援医	指定自立支援医療	自立支援医療の種	指定年月日	
又は名称	開設者の住所	療機関の名称	機関の所在地	類		
株式会社ライ	鳥取市掛出町20-3	ひふみ調剤薬局	鳥取市掛出町20-	育成医療、更生医	平成28年8月	
フライン			3	療、精神通院医療	1 目	

鳥取県告示第543号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)別表 第11項中欄の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第12号に規定する条例で指定する幹線道 路沿いの区域を定めたので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び境港市建設部都市整備課に備え置いて縦覧 に供する。

平成28年8月23日

鳥取県知事 平 井 伷 治

1 指定区域

名称	路線名	指定区域		
境港地区	一般国道431号	境港市麦垣町、小篠津町、財ノ木町及び佐斐神町の各一部		

2 指定年月日

平成28年8月23日

鳥取県告示第544号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出が あったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称) ダイレックス西倉吉店 倉吉市西倉吉町字稲荷19-5ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目18-2

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,727平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 22台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 115平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 17.77立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 8 届出年月日

平成28年8月9日

- 9 縦覧に供する書類
 - 届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間

平成28年8月23日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市産業環境部商工課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第545号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成28年8月23日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 八頭郡若桜町大字赤松字魚飛2181の38、2181の40、2181の41
- 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第546号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任 し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年8月23日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 満 信 西伯郡大山町荘田74

```
IJ
    森田輝顕
                西伯郡大山町富岡8
 IJ
    谷 野 謙
                西伯郡大山町上萬448
    堀
      尾睛
                西伯郡大山町安原150
 IJ
           明
 IJ
    森田増範
                西伯郡大山町國信324
            博
    野
       П
         正
                西伯郡大山町末吉602
 IJ
      野 正 好
                西伯郡大山町上野203
    或
    瀬
      尾
         喜
            義
                西伯郡大山町野田14
 IJ
    片
       山良孝
                西伯郡大山町清原134
 IJ
    坂
      田
         正 利
                西伯郡大山町中高423
 IJ
    小 原
            収
                西伯郡大山町豊房1621
       椋
            齊
 IJ
    小
                西伯郡大山町豊房1357
 IJ
    建
       部
            愿
                西伯郡大山町宮内173
    遠
       藤
            毅
                西伯郡大山町佐摩404
 IJ
    西川
            勝
                西伯郡大山町鈑戸1029
 IJ
    椎木
            学
                西伯郡大山町赤松1188
監 事
            豊
                西伯郡大山町長田351
    飯田
 IJ
    山本宏幸
                西伯郡大山町所子178
    遠藤拓夫
                西伯郡大山町坊領487
```

平成28年5月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理	事	種	田	豊	明	西伯郡大山町妻木971
,	J	Щ	根		諭	西伯郡大山町稲光69
"		谷	野	謙	_	西伯郡大山町上萬448
J	J	堀	尾	晴	明	西伯郡大山町安原150
"		大	下		昭	米子市淀江町今津379-1
,	J	森	田	増	範	西伯郡大山町國信324
,	J	林	原	幸	治	西伯郡大山町末吉519
J	J	或	野	正	好	西伯郡大山町上野203
J	J	加	藤	善	夫	西伯郡大山町平木90
,	J	Щ	根	章	司	西伯郡大山町唐王633-2
J	J	坂	田	正	利	西伯郡大山町中高423
J	J	松	尾		優	西伯郡大山町豊房349
,	J	小	椋		齊	西伯郡大山町豊房1357
,	J	杉	谷	伸	_	西伯郡大山町平334
,	J	遠	藤	雅	士	西伯郡大山町今在家74
J	"		村	正	道	西伯郡大山町前202
,	J	椎	木		学	西伯郡大山町赤松1188
監	事	飯	田		豊	西伯郡大山町長田351
J	J	Ш	本	宏	幸	西伯郡大山町所子178
J	J	遠	藤	拓	夫	西伯郡大山町坊領487
7	区成28	8年5	月18	3日就	任	任期4年